

平成十六年内閣府令第七十五号

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則

第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十四条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の損失補償申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

（公用令書及び公用取消令書の様式）

第二条 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十八号）次条において「令」という。）第一条において準用する自衛隊法施行令第三百三十六条第三項に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第二号から別記様式第四号まで及び別記様式第五号のとおりとする。

（土地の使用等に伴う損失補償申請書の様式）

第三条 令第一条において読み替えて準用する自衛隊法施行令第三百三十七条第一項に規定する損失補償申請書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

附則（平成十九年八月二〇日防衛省令第九号）

この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十号）

の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附則（平成二十八年三月二五日防衛省令第七号）

この省令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

附則（令和元年六月二六日防衛省令第四号）抄

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附則（令和三年一月二九日防衛省令第一号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第一号（第一条関係）

別記様式第一号（第一条関係）の表形式。表には「損失補償申請書」とあり、内表に「損失補償申請書様式は、別紙のとおり」と記載されている。また、請求事項と、下記の理由により申請する、とあり、請求理由として、1. 損失が発生した日時又は期間、2. 損失が発生した区域又は箇所、3. 損失の内容、年月日、防衛大臣、姓、名（所在地）、氏名（法人については、その代表及び代表者）と記載されている。備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第二号（第二条関係）

別記様式第二号（第二条関係）

別記様式第二号（第二条関係）の表形式。表には「公用令書（土地・家屋の使用）」とあり、(土地・家屋の使用) 姓名 (法人については、その名称) と記載されている。また、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第1項の規定に基づき、次のとおり土地家屋を使用する。とあり、年月日、処分者、種類、範囲、所在する場所、使用する期間、使用する理由、備考と記載されている。備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第三号（第二条関係）

別記様式第三号（第二条関係）

別記様式第三号（第二条関係）の表形式。表には「公用令書（立木等の移転・処分）」とあり、(立木等の移転・処分) 姓名 (法人については、その名称) と記載されている。また、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第2項の規定に基づき、次のとおり立木等を移転する。とあり、年月日、処分者、立木等の種類・数量、所在する場所、移転・処分の内容、移転・処分する理由、備考と記載されている。備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第四号（第二条関係）

第 号 公 用 令 書 (家屋の形状変更) 住 所 氏 名 (法人については、その名称)	
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第3項の規定に基づき、次のとおり家屋の形状を変更する。	
年 月 日	
処分者 印	
所在する場所	
形状変更の内容	
形状変更する理由	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第五号（第二条関係）

第 号 公 用 取 消 令 書 住 所 氏 名 (法人については、その名称)	
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第1項第15条第2項の規定に基づく公用令書（第号（年月日））に係る処分を次のとおり取り消したので、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令第1条において読み替えて準用する自衛隊法施行令第135条の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分者 印	
取り消した処分の内容	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第六号（第三条関係）

損 失 補 償 申 請 書	
公用令書番号	第 号
公用令書交付年月日	年 月 日
請求額：	円
内 訳：損失補償額算出明細書等は、別紙のとおり。 上記請求額を、下記の理由により申請する。	
記	
請 求 理 由	
1 損失の発生した日時又は期間	
2 損失の発生した区域又は場所	
3 損失の内容	
年 月 日	
防衛大臣	殿
	住 所
	(所在地)
	氏 名
	(法人については、その名称及び代表者)

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。